



資料2

31 観文第 95 号  
令和元年 10 月 18 日

あいちトリエンナーレ実行委員会  
会長 大村 秀章 様

名古屋市長 河村 たかし



あいちトリエンナーレ実行委員会負担金交付決定の変更について（通知）

平成 31 年 4 月 16 日 31 観文第 7 号「あいちトリエンナーレ実行委員会負担金交付決定通知書」にて交付決定を行ったところですが、下記のとおり決定内容を変更したので通知します。

#### 記

#### 1 変更内容

##### (1) 変更前

交付年月日 平成 31 年 10 月 18 日

交付金額 33,802,000 円

##### (2) 変更後

交付年月日 事業費の精査完了後

交付金額 未定（当初交付決定金額の範囲内）

#### 2 変更した理由

- ・これまで再三にわたり、あいちトリエンナーレ実行委員会運営会議の開催を求めてきたが実施されず、また、9 月 20 日付公開質問状に対しても十分な回答がないことから、上記通知書「3 交付の条件（8）」に定める、負担金の対象となる事業に関する報告を十分に受けていないため。
- ・「表現の不自由展・その後」の中止、それに付随する展示変更・中止等の「事情の変更」により、事業計画通りに実施されたか極めて不明であり、上記通知書「3 交付の条件（4）」に定める、負担金の交付

決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときに該当するため。

### 3 事業費の精査

事業費を精査するため、上記通知書「3 交付の条件 (8)」に基づき、11月末をめどに事業及び会計に関する報告の提出を求めます。概算数値による会計報告を提出し、後日、決算数値へ修正することは可とします。

報告には、各展示・事業の実施状況や、内訳として全体の共通経費及び各展示・事業の経費がわかる資料を添付してください。また、精査する過程において追加で報告を求めることがあります。

なお、報告の提出がなく事業費を精査できない場合には、負担金の交付決定を取り消す場合があります。

(名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化振興室)